

令和5年4月20日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社進興工業社（所在地 東京都荒川区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社進興工業社	東京都荒川区東日暮里5-10-10

2. 指名停止措置期間

令和5年4月20日から令和5年5月3日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和2年11月6日、荒川遊園（仮称）キャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内